



これから
おかあさん、おとうさん
になる
あなたへ

2023年改訂版



妊娠、おめでとうございます。

はたらきながら、お母さん・お父さんになるあなたへ
赤ちゃんとお母さん、お父さんのために
労働組合からのメッセージです。

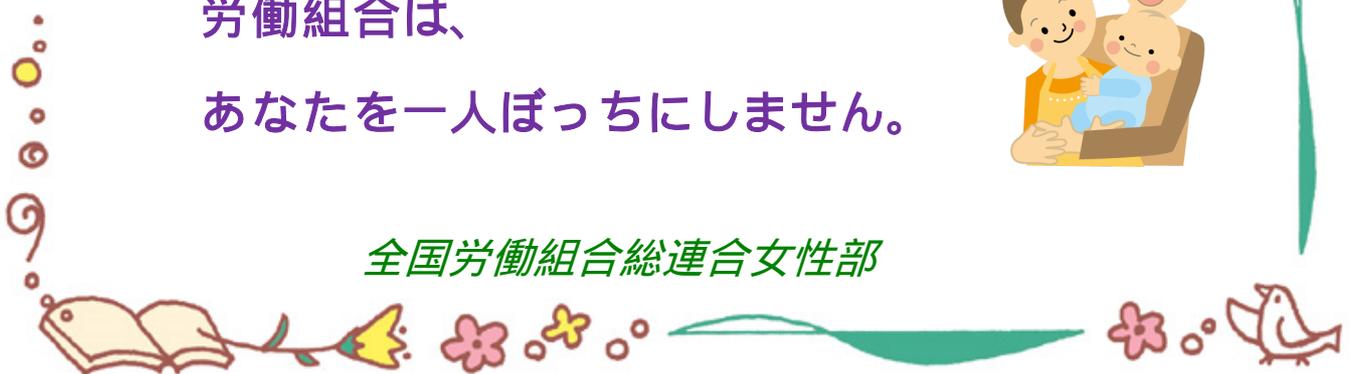
安心して、出産にのぞんで下さい。

お産は、多くの女性が経験しています。初めての妊娠で、
不安もたくさんあるでしょう。そんなときは、どんなに小さな
ことでも職場の経験者にぜひ相談してみてください。安心して
出産に臨むために、妊娠したことを職場の上司・仲間に
知らせて、母体と赤ちゃんの健康を守りましょう。

労働組合は、
あなたを一人ぼっちにしません。



全国労働組合総連合女性部





赤ちゃんのために、ご自身の健康を保って下さい。

おかあさんのお腹に生を受けてから40週という長い日々をおかあさんのお腹のなかで過ごす赤ちゃん。おかあさんの体と心の健康が赤ちゃんを守ります。

健康診査を受けましょう

男女雇用機会均等法第12条では、事業主に健康診査のために必要な時間の確保を義務付けています。

妊娠 23 週まで	4 週に 1 回
妊娠 24 週から 35 週まで	2 週に 1 回
妊娠 36 週以降出産まで	1 週に 1 回
産後（出産後1年以内）医師等の指示に従って必要な時間を確保する	



妊娠中の母体の健康をまもるために

男女雇用機会均等法第13条では、事業主に健康診査にもとづく指導事項を守ることができるようにするための必要な措置をとることが義務付けられています。つわりやむくみなどの症状がでたら主治医に相談して、厚生労働省の様式「母子健康管理指導事項連絡カード」に記入してもらい、通勤緩和、勤務時間短縮、作業制限、休憩の回数増加、休業などの医師からの指導事項を会社に申し出て、必要な措置を講じてもらいましょう。

https://www.bosei-navi.mhlw.go.jp/renraku_card/

[母性健康管理指導事項連絡カード](#)

妊娠中は体に負担のかかる仕事はさけて、業務軽減も



妊娠中は変形労働時間制や時間外・休日労働・深夜業は禁止されています。軽易業務への転換が請求できます。また、妊産婦は重量物の取り扱いや、有害危険な業務につかせることを制限することを定めています。（労働基準法64条から66条）

妊娠を理由に解雇・不利益な取り扱いはできません

妊娠・出産、母性健康管理措置や母性保護措置を受けたこと、妊娠・出産に起因する症状や能率低下を理由とする解雇その他の不利益な取り扱いは禁止されています。妊娠中・産後1年以内の解雇は事業主が他の正当な理由を証明しない限り無効となります。（男女雇用機会均等法第9条）



労働組合は、マタニティ・ハラスメントを許しません！

♡いよいよ出産♡♡♡

産前 6 週間の休暇が取得できます。また出産の翌日から 8 週間は就業が制限（うち産後 6 週は強制的な休業 - 出産した労働者の側からも就業を申し出ることにはできない）されています（労働基準法第 65 条）。産前・産後休業期間と休業後の 30 日間の解雇は禁止されています。（労働基準法第 19 条）また、出産後 1 年を経過しない女性労働者の解雇は事業主が正当な理由を証明しない限り無効となります（均等法 9 条 4 項）。産前・産後休業中は社会保険から賃金の 3 分の 2 の出産手当金が支給されます（健康保険法 102 条）また、社会保険料も免除されます。出産時に 42 万円の出産一時金も支給されます。* 年次有給休暇の計算の際、産前産後休業中は出勤したものとみなされます。また平均賃金の計算の際、出勤日の算定から外されます。

♡子どもが 1 歳まで男女とも、育児休業がとれます

（保育所に入所できない場合は 1 歳 6 か月に達するまで、それでも入れないときは 2 歳に達するまで）

育児休業は、男性も取れます。非正規雇用でも取れます。特別の事情がない限り、一人の子について 1 歳までの育児休業は 2 回、その後保育所に入れなかったときは 1 歳 6 か月まで、それでも入れないときは 2 歳までの育児休業を両親ともそれぞれ各 1 回とることができます。

両親とも休暇を取る場合「パパ・ママ育休プラス」という制度で、1 歳 2 か月まで育休が取れます。また、出生時育児休業制度（産後パパ育休）が新設されました。出生後 8 週間以内の子を養育する産後休業をしていない男女労働者が 4 週間取得できます（2 回に分割可能）。

非正規労働者も、子が 1 歳 6 か月に達するまで（産後パパ育休は出産予定日又は出産日の遅い方から起算して 8 週間を経過する日の翌日から 6 か月を経過する日まで）に雇用契約が満了し更新されないことが明らかでない場合はとることができます。



休業期間中は、6 か月まで、賃金の 67% が保障されます（6 か月以降 50%）。社会保険料の支払いも免除されます。

♡育児休業をとらないですぐ復職する場合



子どもが 1 歳まで、育児時間が 1 日 2 回各々少なくとも 30 分請求できます（労働基準法第 67 条）。産後 1 年間は、時間外労働、休日労働、深夜業の制限、変形労働時間制の適用制限、危険有害業務の就業制限が適用になります。（労働基準法第 64 条の 3、第 66 条、第 67 条）

働きながら子育てをするために

3 歳まで 育児・介護休業法では、3 歳に満たない子を育てる労働者に勤務時間の短縮措置を講じることと所定外労働の免除が義務とされています。

小学校まで 小学校に入学するまで、年に 5 日の子どもの看護休暇を取得できます。深夜業も制限されています。労働者が請求した場合、1 か月 24 時間、1 年 150 時間を超える時間外労働は制限されます。また、事業主は 3 歳から小学校入学まで、育休や所定外労働制限、短時間勤務制度、フレックスタイムなどの措置を講じなければなりません。



仕事も子育ても大切にしたい

労働組合は、そんなあたり前のねがいを持つあなたを
守り、実現のために力を合わせます



子育てしながらはたらくお母さん・お父さんを応援します。

法律に記載されているものは、どの職場でも請求すれば、事業主はそれを拒むことはできません。でも、法律では休暇に対しての賃金保障が十分ではなかったり、日数・期間が不十分であったり、代替がないために請求しづらい現状があります。あなたが困っていることを伝えてください。仕事も子育ても大切にしながら働き続けるために、職場を変えましょう。法律の不備を改正させるために要求を持ち寄り運動を広げましょう。

労働組合は、子育てしながらはたらくあなたを応援して、一緒にとりくみをすすめます。

労働組合 連絡先

〒

TEL
FAX
MAIL

メッセージ



全国労働組合総連合女性部

〒113-8462 東京都文京区湯島 2-4-4 全労連会館 4F

TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620 <http://www.zenroren.gr.jp>

